

○旅客自動車運送事業等報告規則（昭和三十九年運輸省令第二十一号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

（臨時の報告）

第三条 旅客自動車運送事業者その他自動車を所有し、若しくは使用する者又はこれらの者の組織する団体は、前二条に定める報告書のほか、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長から、その事業又は自動車の所有若しくは使用に関し、報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

2 (略)

第3号様式（第2条関係）（日本工業規格A列4番）

(略)

輸送実績（前年4月1日から本年3月31日まで）

事業用自動車	管轄区域内		全国
	延長車両数（日車）	延長乗車回数（日車）	
走行キロ（キロメートル）			
うち実車キロ（キロメートル）			
輸送人員（人）			
運行回数（回）			
うち旅行者扱い（回）			
1 企画旅行（2に該当しないもの）（回）			
2 企画旅行（専ら都市間の移動を目的とするもの）（回）			
3 その他（回）			

（臨時の報告）

第三条 旅客自動車運送事業者その他自動車を所有し、若しくは使用する者又はこれらの者の組織する団体は、前条に定める報告書のほか、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長から、その事業又は自動車の所有若しくは使用に関し、報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

2 (略)

第3号様式（第2条関係）（日本工業規格A列4番）

(略)

輸送実績（前年4月1日から本年3月31日まで）

事業用自動車	管轄区域内		全国
	延長車両数（日車）	延長乗車回数（日車）	
走行キロ（キロメートル）			
うち実車キロ（キロメートル）			
輸送人員（人）			
運行回数（回）			
うち旅行者扱い（回）			

営業収入 (千円)

(略)

備考

1～5 (略)

6 企画旅行とは、旅行業法(昭和27年法律第239号)第4条第1項第4号の企画旅行

をいう。

7・8 (略)

営業収入 (千円)

(略)

備考

1～5 (略)

6・7 (略)